

保険のご案内
 (引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

■海外旅行傷害保険の補償内容

日本を出国する以前に右記の料金をTGC CARDのクレジット払いをご利用いただいた場合に保険が適用されます。

※具体的な内容についてはホームページをご確認ください。

- ・公共交通乗用具（電車、バス、タクシー、航空機）の料金
- ・募集型企画旅行の料金

補償内容		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金額※
傷害	死亡・後遺障害	●被保険者(補償の対象となる方)が旅行行程(注1)中に偶然な事故により身体にケガを負い、そのケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または後遺障害が発生した場合	・死亡の場合:傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ・後遺障害の場合:後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100% ◎保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ・死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額(※1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額(※2)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額(※1)を限度にお支払いします。 (※1)他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。 (※2)それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。	2,000万円
	治療費用	●被保険者が旅行行程(注1)中に偶然な事故によりケガをして医師の治療を受けた場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に要した次の費用を1回の事故につき傷害治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ・治療関係または入院関係の費用 ・治療のため必要となった交通費 ・治療のため必要となった通訳雇入費用 ・入院により必要となった次の費用(ただし1回の事故について20万円を限度とします)①通信費 ②身の回り品購入費(5万円限度) ・入院のため負担増となった帰国費用、行程復帰費用 ・ケガした結果生じた義手・義足の修理費 ・この保険契約の保険請求のために必要な医師の診断書の費用など	200万円
疾病	治療費用	●被保険者が旅行行程(注1)中に病気にかかり、旅行行程中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合 ●被保険者が旅行行程(注1)中に感染した感染症(注2)を直接の原因として旅行行程終了後30日後までに医師の治療を開始した場合	治療を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用(支払対象は上記傷害治療費用保険金と同じ。ただし「法令に基づき公の機関より病原体に汚染された場所などの消毒を命じられた場合の消毒費用」を加えます。)を1回の病気につき疾病治療費用保険金額の範囲でお支払いします。	200万円
携行品損害		●被保険者が旅行行程(注1)中に携行する被保険者所有の身の回り品に盗難、偶然な破損などによって損害が発生した場合	1回の事故につき、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(航空券・乗車船券については5万円)を限度として時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、携行品保険金額をもって保険期間中の支払の限度とします。パスポートについては5万円を損害額の限度として再取得費用(現地に負担した場合に限りします。宿泊費・交通費を含みます。)をお支払いします。 ・1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(自己負担額)は被保険者負担となります。	20万円
個人賠償責任		●被保険者が旅行行程(注1)中の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のもの(レンタル業者から貸借した旅行用品を含む)をこわしたりして、法律上の損害賠償責任が発生した場合	1回の事故につき個人賠償責任保険金額を限度として、法律上の損害賠償金などをお支払いします。 ・損害賠償金の額の決定には事前に引受保険会社の承認を必要とします。	3,000万円
救援者費用など		●救援対象者が旅行行程(注1)中の事故により生死の確認ができない場合(行方不明を含みます)、または緊急捜索・救助活動が必要となったことが公の機関により確認された場合 ●救援対象者が旅行行程(注1)中の事故によるケガのため180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院をした場合 ●救援対象者が旅行行程(注1)中に病気・妊娠・出産・早産・流産を直接の原因として死亡された場合 ●救援対象者が旅行行程(注1)中に発病し医師の治療を開始し、引き続き治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合、または7日以上継続をして入院をした場合 ●救援対象者が旅行行程(注1)中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明になった場合、もしくは生死が確認できない場合などが警察などの公の機関により確認された場合	救援対象者および救援対象者の親族の方が支出された次の費用を保険期間を通じ救援者費用など保険金額の範囲内でお支払いします。 ・捜索救助費用 ・現地への航空運賃など交通費(3名分限度) ・現地および現地までの行程におけるホテルなど宿泊施設の客室料(救援者3名分限度)ただし、1名につき14日分が限度。 ・死亡した救援対象者の現地からの移送費用 ・遺体処理費用(ただし100万円限度) ・渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ※傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金を支払うべき費用についてはお支払いの対象になりません。	200万円
		など	など	

・既に存在していた身体の障害や病気の影響などにより、ケガなどの程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

ご注意

※被保険者が他のクレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えるときは、引受保険会社は、法人カード(法人などがカード利用代金支払債務を負うもの)および法人カード以外のクレジットカードにおける支払上限額(*)の合計額を限度として保険金をお支払いします。

(*)それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。なお、前記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害	●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●ケンカ、自殺行為、犯罪行為によるケガ ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの(注1) ●戦争、内乱などの事変によるケガ(注2) ●放射能汚染または放射線照射によるケガ ●ハングライダー搭乗、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、およびロッククライミングなどをいいます。)などの危険な運動を行っている間の事故 など
疾病	●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失に起因する病気 ●ケンカ、自殺行為、犯罪行為に起因する病気 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの(注1) ●戦争、内乱などの事変、または暴動(注2) ●放射能汚染または放射線照射 ●妊娠、出産、早産、流産およびこれらに起因する病気 ●歯科疾病 ●旅行開始前に発病した病気(既往症) など
個人賠償責任	●保険契約者、被保険者の故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●親族に対する損害賠償責任 ●受託物に関して発生した損害賠償責任※ ※ホテルの客室および室内の動産(セーフティボックスのキーおよびルームキーを含みます)および賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産は受託物から除きます。

(注1)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査などにより、その根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注1)旅行行程とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から30日後の午後12時までとします。

(注2)コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症(感染症追加補償特約が自動セットされています。)

携行品	●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ●保険の対象の欠陥、自然消耗、かき傷または塗料のはがれ落ちなど ●保険の対象の置き忘れ、または紛失 ●差し押さえ、没収、破壊などの国または公共団体の公権力の行使(ただし、火災消防・避難措置としてなされた場合を除きます) ●戦争、内乱などの事変、または暴動(注2) ●次のような携行品に生じた損害 ・現金、小切手、プリペイドカード、有価証券など ・クレジットカード、預金証書など ・帳簿、図面など ・ヨット、ボート、自動車、オートバイなど ・山岳登山、ハングライダーなどの危険な運動を行っている間のその運動のための用具 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ ・動物、植物 など
救援者費用など	●保険契約者、被保険者、救援対象者または保険金受取人の故意または重大な過失 ●戦争、革命などの事変(注2) ●ケンカ、犯罪行為 ●自殺行為、出産、早産、流産など(ただし、死亡した場合を除きます。) ●ハングライダー搭乗、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、およびロッククライミングなどをいいます。)などの危険な運動を行っている間の事故(ただし、死亡した場合を除きます) など

(注2)テロ行為によって被ったケガ、損害または損失に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

■ショッピングセーフティ保険(動産総合保険商品付帯契約)の補償内容

保険金のご請求には、カードの売上票が必要です。

補償する場合	TGC CARD会員さまがTGC CARDを利用して購入した商品※（日本国内・外を問わず）について、破損・盗難などの偶然な事故による損害を補償します。 ※1品が5千円以上50万円以下のものに限ります。 ●購入日（配送などによる場合には商品の到着日）から180日以内の事故に限ります。 ●右記のように、一部対象外となる商品がございます。	対象とならない主な商品および場合 ●自動車 ●原動機付自転車、自転車、サーフボード、セーリングボート ●義歯、義肢、コンタクトレンズ ●飲食品（酒類含む） ●動物および植物 ●現金、手形、小切手その他有価証券類、乗車券（鉄道・船舶・航空機の乗車券、定期券、宿泊券、旅行券など）、旅行者用小切手、ビール券・商品券などのチケット・金券類 ●貴金属、指輪、腕輪、宝石、真珠、宝飾品ならびに絵画、彫刻、刀剣、古銭、骨董品、収集品 ●稿本、設計書、図案、帳簿など ●会員さまが職業上、販売する商品 ●被保険者またはその配偶者およびこれと生計をともにする親族以外の者が管理中の事故による損害 ●商品の引渡し前の事故による損害 ●修理費に航空運賃が含まれているとき、航空輸送によって増加した費用 ●楽器の弦（ピアノ線含む）の切断または打楽器の打皮の破損および音質、音色の変化 ●ラケットのガットのみに生じた損害 ●汚損、かき損、擦傷、かき傷、塗料のはがれなど、単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害 ●香水などの漏出による損害 ●電池、フィルム、ディスク、デジタルカメラの記録媒体、テープの損害 ●ガラス（レンズ、鏡などを含む）、管球類の損害（ただし保険の目的の他の部分と同時に損害が発生した場合を除く） ●潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料などの損害 ※他、対象とならない商品もございます。詳細は個別にご連絡ください。
補償期間	TGC CARD会員さまの会員資格を有する期間。	
お支払いする保険金	年間限度額 50万円	など

ご注意

○保険金ご請求の際には、カードの売上票が必要となりますので必ず保管してください。

○物品の配送中に生じた損害については対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

●会員さま または 保険金受取人の故意または重大な過失に起因する損害
●保険の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどに起因する損害
●保険の対象となる物品の“かし”に起因する損害
●戦争、暴動その他類似の事変に起因する損害

●国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
●核燃料物質の有害な性質に起因する損害
●置忘れまたは紛失、置忘れ後の盗難に起因する損害
●水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害
●詐欺または横領に起因する損害

など

○補償内容に関するお問い合わせ

イオン保険サービス株式会社コールセンター

TEL 0120-501-723 受付時間／ 9:00～18:00(年中無休)

■保険金の請求方法について

① 保険金の請求の手続きについて

万一事故にあわれた場合は事故の発生の日から30日以内に事故の報告を行ってください。
※ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

●国内での事故受付
あいおいニッセイ同和損害保険事故受付デスク
東京企業火災新種第三サービスセンター
海外旅行保険サービスチーム

0120-329-476
0120-235-101
0120-187-101

受付時間／
24時間・年中無休
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
9:00～17:00 (土・日・祝日休)

※おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金の請求に必要な書類

海外旅行中の事故で帰国後請求する場合には下表「現地でしか手配できない書類」を忘れずにご用意願います。

保険金種類 保険金請求書類	海外旅行傷害保険							
	治療費用保険金 傷害・疾病	携行品損害保険金	死亡保険金 (傷害)	後遺障害保険金 (傷害)	救援者費用など 保険金	賠償責任保険金		ショッピング補償
						対人	対物	
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○	○	
※保険金請求書	○	○				○	○	○
現地でしか手配できない書類	○			○	○	○	○	
医師の診断書	○			○		○	○	
治療費の明細書および領収書	○					○	○	
死亡診断書または死体検案書(死亡地のもの)			○		○	○	○	
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	○
支出を証明する書類	○				○	○	○	
示談書・示談金領収書						○	○	
損害額(修理額など)を証明する書類							○	○
損害品明細書		○						○
損害額を証明する書類		○						○
被保険者の戸籍謄本			○					
法定相続人の戸籍謄本								
※委任状	○	○	○	○	○	○	○	
被保険者の印鑑証明	○	○	○	○	○	○	○	
法定相続人の印鑑証明								
※同意書	○	○	○	○	○	○	○	○
※後遺障害診断書				○				
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	
カードの売上票	○	○	○	○	○	○	○	○

ご注意

(注)1.○印は必要な書類 ○印は場合によって必要になる書類 2.※印はあいおいニッセイ同和損害保険所定用紙があるものです。3.上記各書類中(コピー)と書いてあるもの以外は、コピーしたものではありません。4.その他、状況によって必要となる書類もあります。

AD 海外あんしんダイヤル

■ 海外でお困りの際の「AD海外あんしんダイヤル」について

TGC CARD会員さま(※1)の海外旅行傷害保険は、次のような場合、24時間サービスが無料でご利用いただけます。「AD海外あんしんダイヤル」をご利用ください。

こんなサービスをご提供します。

緊急医療アシスタンスサービス	・海外でケガ・病気になったときの病院の紹介、医師の往診手配など(下記参照)
保険に関するサービス	・現地で保険金を請求するときの手続きの案内および保険会社への取次 ・帰国後保険金を請求するときの手続きの案内 ・保険事故解決のための手続きの案内 ・その他保険に関するサービス

緊急医療アシスタンスサービスの内容

緊急医療アシスタンスサービスは電話があり次第、現地の医師と連絡をとりつつ、TGC CARD会員さま(※1)が適切な治療を受けられるよう可能な限りの措置を講じます。なお、容態に応じて次のような措置を講じますが、どのような措置をとるかについては、「AD海外あんしんダイヤル」が責任を持って行います。

病院への移送	最寄りの病院へ入院する必要がある場合や現在入院中の病院から、より設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院する必要があると判断される場合には、容態に応じて次のような方法により移送します。 ●鉄道(寝台車を含む) ●救急車 ●定期航空機 ●医療設備付小型飛行機 なお、移送の決定、移送手段・移送先の選定および移送手続きについては、「AD海外あんしんダイヤル」が行います。
医師の往診手配・医薬品の緊急手配	必要に応じ現地で医師の往診手配をします。 現地で必要な医薬品がない場合、現地へ医薬品を送付します。
本国への移送	必要に応じて本国に移送するための手配を行います。
救援者の渡航・宿泊の手配	下記のような場合に、TGC CARD会員さま(※1)の法定相続人(3名まで、代理人も可)が現地に赴くときに往復の切符とホテルを手配します。 ●海外旅行中の事故により、 (1)遭難(行方不明を含む)した場合 (2)事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または7日以上継続入院した場合 (3)病気で死亡した場合 (4)病気にかり、医師の治療を受け、7日以上継続入院した場合

※1 日本を出国する以前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をTGC CARDのクレジット払いにてご利用いただいた会員さまに限りま

■ AD海外あんしんダイヤル(令和元年9月現在)

TGC CARD会員さまであることおよび、日本を出国する以前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をTGC CARDのクレジット払いにてご利用いただいたことをオペレータにお申し出ください。

ご滞在地		電話番号
北米	アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-469-8818
	アルゼンチン	0800-666-1460
	ウルグアイ	0004-019-0422
	カナダ	1-877-791-2148
	コロンビア	018005-18-1443
オセアニア	ブラジル	0800-892-3133
	ペルー	0800-54-434
	メキシコ	001-800-514-6610
	オーストラリア	1-800-781-229
	ニュージーランド	0800-885-089
ヨーロッパ	アイスランド	800-9655
	アイルランド	1-800-948311
	アラブ首長国連邦	800-0-813-0040
	イギリス	0808-234-3794
	イスラエル	1-80-94-56611
中近東	イタリア	800-789625
	オーストリア	0800-296-210
	オランダ	0800-022-8234
	ギリシャ	00-800-161-2206-6611
	スイス	0800-55-3508
ロシア	スウェーデン	020-79-1530
	スペイン	900-9-581-68
	チェコ	800-700-973
	デンマーク	8088-6978
	フィンランド	0800-1807783
アジア	ポーランド	8001-6293
	ブルガリー	06-800-190-44
	フランス	0800-915-244
	ベルギー	0800-72858
	ポルトガル	0-0-800-8113-246
東アジア	ドイツ	800-827-643
	南アフリカ	0-800-983-169
	モロッコ	800-93-692
	ルタセシブルグ	8002-7150
	ロシア	810-800-2052-4081
アジア	中国 北部(北京市、天津市、黒龍江省、吉林省、遼寧省、河北省、山西省、山東省、河南省、内蒙古自治区)	10800-813-2779
	中国 南部(上記以外の上海市、広東省、四川省など)	10800-481-2962
	香港	800-905-112
	台湾	09801-814648
	韓国	00798-817-1697
東アジア	シンガポール	800-810-2351
	インド	000-800-1007-802
	インドネシア	001-803-00811-300
	タイ	001-800-814-5139
	フィリピン	1-800-1-816-0277
日本国内から	マレーシア	1-800-81-5065
	スリランカ	011-2422-214
		0120-668-057(※1)
	全世界 上記無料電話がご利用いただけない場合(※2)	★(81)-18-888-9535
		コトクコール

※1 一般のIP電話(固定電話共用型を除く)では無料電話をご利用いただけない場合があります。この場合は、「(018)-888-9535」(有料)から「AD海外あんしんダイヤル」をご利用いただくことも可能です。
※2 滞在国内・地域、電話機種や回線事情によっては、ご利用いただけない場合があります。万が一お電話がつかない場合には、★印の電話番号へコレクトコールでおかけください。
(注)電話番号については最新のものを記載していますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。